

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律のポイント

東日本大震災法律援助事業の創設

東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センター(いわゆる法テラス)が、綜合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について東日本大震災法律援助事業を行うものとする。

※ 「東日本大震災法律援助事業」

- ＝ 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)に平成23年3月11日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にかかわらず訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務

<援助の内容>

- ①訴訟代理援助: 訴訟等の代理人となる弁護士等への報酬・実費の立替え等
- ②書類作成援助: 訴訟等に必要書類の作成を弁護士等に依頼した場合の報酬・実費の立替え等
- ③法律相談援助: 弁護士等による無料の法律相談の実施

※ 施行期日等

- 公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行(平成24年4月1日)
(施行日から3年を経過した日に失効)

<現行の民事法律扶助事業からの要件緩和等>

資力要件

東日本大震災法律援助事業においては、援助を受ける被災者の資力の状況を問わないものとする。

援助対象となる手続

民事裁判等手続(裁判所における民事事件・家事事件・行政事件に関する手続)に加え、裁判外紛争解決手続(いわゆるADR)・行政不服申立手続の準備・追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉を含む。)を援助の対象とする。

立替金の償還・支払の一定期間の猶予

援助を受ける被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備・追行がされている間、立替金の償還・支払を猶予するものとする。